

# 令和元年度裾野市農業委員会5月総会 議事録

1. 開催日時 令和元年5月10日(金) 午後1時30分から午後2時00分  
 2. 開催場所 裾野市役所402会議室  
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	荻田 能文			東	芹澤 渉一	富岡	西島 徹夫
		8	飯塚 芳正			富岡	永田 榮泰
3	服部 敏淳	9	神戸 俊之	西	関野 孝平	富岡	眞田 正昭
4	鈴木 昭子	10	杉山 克己	深良	大庭 学	須山	杉山 勝良
5	手綱 史芳	11(副会長)	勝又 俊博	深良	志村 重利	須山	渡邊 秀行
6	勝又実佐男	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

2	杉山 邦利	7	西島美津代	東	高草 富一
---	-------	---	-------	---	-------

5. 事務局出席者

事務局長 杉本一之 書記 中村健児 書記 市川智子 書記 持田睦乃

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

11(副会長)	勝又 俊博	1	荻田 能文
---------	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第 3号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について  
 (2) 報第 4号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について  
 (3) 議第 7号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について  
 (4) 議第 8号 非農地証明願の裁定について  
 (5) 議第 9号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和元年度裾野市農業委員会5月総会を開会します。  
 本日の委員は12名中10名出席ですので、総会は成立しています。  
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、11番 勝又俊博委員、1番 荻田能文委員をお願いします。  
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の持田睦乃氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

報第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

- 事務局 はい。報第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について  
(議案朗読)
- 議長 ただ今の報第3号について、質疑等がありましたらお願いします。  
  
(質問、意見等 なし)
- 議長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。  
次に、報第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。
- 事務局 はい。報第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について  
(議案朗読)
- 議長 ただ今の報第4号について、質疑等がありましたらお願いします。  
  
(質問、意見等 なし)
- 議長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。  
次に、議第7号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いいたします。
- 事務局 はい。議第7号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 番号1  
(議案朗読・写真投影により説明)
- 議長 続きまして、地区担当委員 10番 杉山克己委員から議案について説明をお願いします。
- 地区担当委員 申請地は、峯下公民館の約140m東側に位置します。申請地の現況は、畑となっています。面積は、4筆合計231.35㎡です。  
申請者は、昭和47年に申請地北側に住宅・店舗を建築し、居住しておりましたが、建築後に裏山が土砂法による急傾斜地崩壊危険区域に指定されました。危険性を感じ住宅を取り壊し、隣接する会社の建物に一時的に居住しておりますが、その建物も急傾斜地崩壊警戒区域内にあることから、指定区域外にある自己所有地に農家住宅を建築するものです。  
農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。  
転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。都市計画法・建築基準法等の他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。  
北側は道路と農地(田)に、西側・東側・南側は、申請者の農地に接しています。排水は、合併浄化槽を経由し、南側水路へ放流します。雨水は、集水桝を経由し排水管から南側水路へ放流するほか、場内自然浸透となります。また、農家住宅建築により北側田んぼへの影響について、田んぼ所有者へ事業計画を説明し、承諾書をいただいております。周辺農地への影響は少ないかと思われます。ご審議をお願いします。
- 議長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。  
  
(質問、意見等 なし)
- 議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第7号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。  
次に、議第7号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 番号2 を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第7号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 番号2 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 10番 杉山克己委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、峯下公民館の約140m東側に位置します。申請地の現況は、不耕作地となっています。面積は、1筆で76㎡のうち10㎡です。

申請者は、申請地北側に工場を所有しておりましたが、平松で金属加工業を営む会社から工場移転の相談を受け、両者が合意したことから、既設工場を売却しました。隣接地には、申請者が所有する会社の建物があり、その会社の変電設備が、売却した土地に設置されていたため、早急に移設する必要性がありました。申請者の会社敷地の北側は急傾斜地崩壊危険区域に指定されており、自社敷地内に変電設備を移設することは危険であると判断し、危険区域外である申請地に変電設備を設置してしまいました。既に転用済みではありますが、始末書を添付しての申請となります。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。建築物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。また、転用計画が実施される資金力もあり、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

北側は道路、西側・東側・南側は申請者の農地に接しています。排水は無く、雨水は自然浸透となります。周囲の農地は、申請者の農地であり、従前の利用形態から大きな変更もないことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議をお願いします。

議 長

質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第7号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。  
次に、議第7号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 番号3 を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第7号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 番号3 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当推進委員 渡邊秀行委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、大野路の約100m南側に位置します。申請地の現況は、畑となっています。面積は、1筆で1,566㎡のうち425㎡です。

申請者は現在借家住まいをしています。今の住まいが手狭であり、自己所有農地の

維持管理がしやすい申請地に農家住宅及び付属倉庫を建築するものです。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。都市計画法・建築基準法等の他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。

北側は申請者所有農地、西側は道路、南側は雑種地、東側は宅地に接しています。排水は、合併浄化槽を経由し、自己所有地である転用済みの駐車場を通り、南側道路側溝へ放流します。雨水は場内自然浸透となります。

隣接する農地は、申請者の農地であり、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議をお願いします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第7号 番号3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第7号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 番号4 を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第7号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 番号4 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当推進委員 永田榮泰委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、金沢公民館の約250m東側に位置します。申請地の現況は、畑となっています。面積は、1筆で89㎡です。

申請者は、一体の住宅敷地内に2棟の住宅を所有しており、東側住宅に居住し、西側住宅は賃貸借しております。出入口は東側1箇所であるため、共用していますが、賃貸借している建物及び土地は明確に区分しております。借人は農地以外の土地を駐車場として利用していましたが、車両を2台駐車するには、申請者側の敷地を使用してしまうこととなるため、申請者の住宅敷地を拡張するものです。

申請地は賃貸借している住宅の南側にあり、芝として維持管理をしている程度であり、今後耕作を行う見込みも無いことから、申請に至りました。

なお、申請地は、平成4年に299番から分筆されておりますが、分筆前に住宅を建築していたため、宅地要件のある農地となっています。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。また、現状のままの土地利用を図り、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

北側・東側は宅地、西側・南側は水路に接しています。排水は無く、雨水は自然浸透となります。

周囲に農地は無く、現況は申請者の宅地敷地内にあるため、周辺農地への影響はありません。ご審議をお願いします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第7号 番号4について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に 議第8号 非農地証明願の裁定について を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第8号 非農地証明願の裁定について 番号1  
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当推進委員 関野孝平委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 願出地は、裾野消防署の約120m南側に位置します。願出地の現況は、細い竹や雑木が生い茂る原野となっています。面積は199㎡です。

願出人は、平成6年に相続により願出地を取得しましたが、その頃既に管理しきれておらず、耕作がされない状態が続いたことにより森林・原野化してしまいました。現況からみて、農地への復元は困難であります。また、課税地目は「原野」となっています。

願出地の北側は水路、南側は願出地と一体となっている墓地、東西は道に面しています。周辺農地への影響はないと思いますので、ご審議をお願いします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

服部委員 願出地は地目変更後、どのように管理される予定になっていますか。

事務局 願出地は地目変更後、市内に在住する願出人の親類に譲渡され、その親類によって草刈りなどの維持管理が行われる予定になっています。

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第8号 番号1について、本案を原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で証明することに決定します。

次に、議第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定についてを議案とします。

こちらの案件については、手綱史芳委員が関係する案件になります。農業委員会法第31条第1項に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定があります。これに準じて、手綱史芳委員は、議案審議の間、一時退席願います。

(手綱史芳委員 退席)

議 長 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について  
番号1  
(議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当推進委員 眞田正昭委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は株式会社ヤクルト本社富士裾野工場から北東に約100mのところ  
に位置しています。申請地は農業振興地域内にある農地で3筆あり、地目は公簿が畑及び原  
野で、現況はすべて畑です。面積は7,211㎡です。

貸人は、平成13年に相続により利用権設定地を取得しました。平成25年から農地利  
用集積円滑化事業を活用して借受者に利用権を設定し、貸し付けていました。その期間  
が令和元年7月末で満了するため、今後は農地中間管理事業を活用して改めて利用権を  
設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

機構に中間管理権が設定されたら、所定の手続きを行い、借受者に貸し出されること  
となっています。借受者の経営農地は111,930㎡あり、効率的に管理されております。  
経験・技術にも問題はありません。貸付期間は10年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、機構に中間管理権が設定されたら、借受者に貸し出され、そ  
ばを作付けする予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第9号 番号1について、本案  
を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。

手綱史芳委員にご着席願います。

(手綱史芳委員 着席)

議長 以上で、全ての議案が終了しました。これをもって令和元年度裾野市農業委員会5月  
総会を閉会します。

令和元年5月10日(会議録署名人)

11番署名人

勝又俊博

1番署名人

萩母能文